

令和4年度（2次募集） 「スモール・ビジネス」育成支援事業補助金

■事業の目的

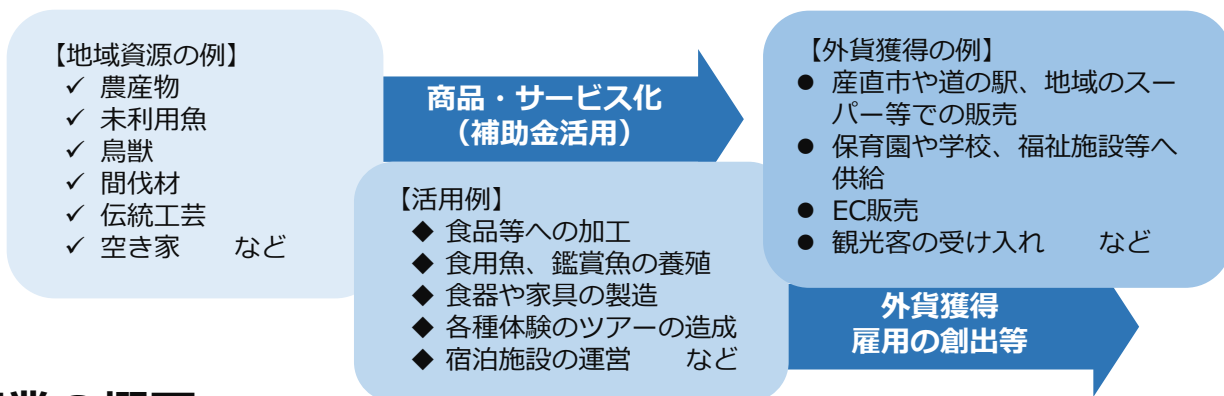
島根県内中山間地域の自然環境や地域資源を活用して、6次化等により商品価値を高め、魅力ある商品やサービスを開発し、規模は小さくても外貨を獲得する取組「スモール・ビジネス」を支援することにより、中山間地域における起業や創業、雇用創出を図ることを目的としています。

■支援の対象となる取組

以下すべてを満たす取組が対象です。

- 中山間地域の自然環境や資源を活用して商品化等に取り組むことにより、起業や創業、雇用の創出につながることを目的とした取組
- 地域経済の振興に資する出口対策（外貨獲得、交流人口拡大、地産地消促進等）に創意工夫を凝らし、補助事業終了後も継続・発展が見込まれる取組
- 市町村が支援する取組（「市町村補助型」のみ）

～対象となる事業のイメージ～



■補助事業の概要

支援タイプ	交付先	事業実施主体
直接補助型	事業実施主体	県内の中山間地域（※）に主たる事業所がある法人、団体又は個人 ※島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に定める地域をいい、松江市、出雲市の一部市街地は含まれません。詳細は県HPをご確認いただくか、お問い合わせください。
市町村補助型	市町村	同上

区分	内容
補助対象経費	新商品（サービス）の開発、販路開拓等に必要な経費（消耗品費・委託費等）、商品化に必要な設備導入、施設整備などに係る経費 など
補助額	1事業あたり50万円から500万円までの1/2 以内を補助します。
補助期間	交付決定日より令和5年3月31日 ※補助対象事業の実施期間は原則3年間を限度としますが、単年度事業のため、複数年計画であっても年度毎に申請を行い審査を受ける必要があります。なお、実施期間が複数年にわたっても、補助額の上限は250万円です。（250万円×年数ではありません。）

※公募要領、過去採択事業については、県ホームページをご確認ください。

■審査方法・審査項目

1次審査（書面審査）と最終審査（プレゼンテーション審査）を行い決定します。

項目	詳細
1. 実施体制	・事業実施に必要な（人員・組織・支援機関）となっているか
2. 活用する地域資源	・中山間地域の特性を活かした資源か、需要が見込める資源か
3. 事業の目的	・規模は小さくても外貨を獲得する取組「スモールビジネス」の趣旨に合致するか ・生産振興や関係者の所得向上など地域経済への貢献が期待できる内容か
4. 事業の内容、実施スケジュール	・ビジネスモデルとして、事業の実現性、継続・発展が見込まれる内容及び体制か ・効率的に各業務が実施される計画となっているか
5. 収支目標	・事業内容に照らして妥当か ・目標は達成が見込まれるか
6. 起業・創業、雇用の創出	・本事業の実施により起業・創業、雇用の創出が見込めるか
7. 補助金の内容	・補助内容に対する経費は適切か ・経費に対する効果が期待できるか
8. 財務状況	・補助裏財源が確保されているか ・補助事業実施後も継続が見込めるか

※事業の詳細やスケジュール等は、県ホームページに掲載する公募要領等をご確認ください。

※事業の採択は、予算の範囲内で行います。

※審査の結果、採択となった事業は、補助金交付決定後に事業着手が可能です。

交付決定前に着手された事業は補助対象となりませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

島根県 地域振興部 中山間地域・離島振興課

地域経済振興スタッフ

〒690-8501 松江市殿町1番地 ☎ : 0852-22-6449

E-mail : chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiiki/chusankan/small-business/>

